

## 放課後等デイサービス ふあむ 重要事項説明書

この重要事項説明書は、社会福祉法第76条及び第77条の規定に基づき、当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことをサービス利用希望者に対して説明するものです。

### 1. 放課後等デイサービスを提供する事業者の概要

名 称	一般社団法人優
法 人 所 在 地	愛媛県伊予郡砥部町原町603番地
電 話 番 号	089-962-3231
代 表 者 氏 名	代表理事 大久保 悟
設 立 年 月	令和 2年 8月 7日

### 2. 事業所の概要

事業所の種類	指定放課後等デイサービス
事業所の名称	放課後等デイサービス ふあむ
事業所の所在地	愛媛県東温市北方甲842番地2
連 絡 先	電話：089-993-6860 FAX：089-993-6863
管 理 者 氏 名	今井 美奈
利用定員	10名
指 定 年 月 日	令和 3年 4月 16日
事 業 所 番 号	3851500151
事業の目的	一般社団法人優が開設する放課後等デイサービス ふあむが行う放課後等デイサービス事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定放課後等デイサービスの円滑な運営管理を図るとともに、障がい児及び障がい児の保護者の意思及び人格を尊重し、障がい児及び障がい児の保護者の立場に立った適切な指定放課後等デイサービスの提供を確保することを目的とする。
運営方針	①事業者は、障がい児が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、障がい児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものとする。 ②事業の実施に当たっては、障がい児の保護者の必要な時に必要な指定放課後等デイサービスの提供ができるよう努めるものとする。 ③指定放課後等デイサービスの実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、通所給付決定保護者（以下「保護者」という。）の所在する市町、その他の指定通所支援事業者、指定障害福祉サービス事業者、その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。 ④前三項のほか、児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び「愛媛県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成24年10月23日条例第51号）、のほか関係法令を遵

	守し、事業を実施するものとする。
--	------------------

### 3. 事業所設備の概要

設備の種類	室数	面積	備考
食堂・指導訓練室	1室	79.49 m <sup>2</sup>	個別活動・集団活動・学習支援
相談室	1室	14.35 m <sup>2</sup>	面談等
多目的室	1室	15.48 m <sup>2</sup>	個別活動・集団活動 静養・更衣等
トイレ	2室	12.2 m <sup>2</sup>	洗面台、洋式トイレ

### 4. 職員の体制

#### (1) 各職種の職務内容

職種	業務内容
管理者	従業者の管理、放課後等デイサービスの申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定放課後等デイサービスの実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるために必要な指揮命令を行います。
児童発達支援管理責任者	<p>(1) 適切な方法により、障がい児の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて障がい児及び保護者の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、障がい児が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討します。</p> <p>(2) アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業所が提供する指定放課後等デイサービス以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、障がい児及び保護者の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定放課後等デイサービスの目標及びその達成時期、指定放課後等デイサービスを提供する上での留意事項等を記載した個別支援計画の原案を作成します。</p> <p>(3) 個別支援計画の内容を保護者に対して説明し、文書により同意を得た上で、作成した放課後等デイサービス計画を記載した書面を保護者に交付します。</p> <p>(4) 個別支援計画作成後、個別支援計画の実施状況の把握（障がい児についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、少なくとも6カ月に1回以上、個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて個別支援計画を変更します。</p> <p>(5) 障がい児の利用に際し、指定放課後等デイサービス事業所等に対する照会等により、障がい児の心身の状況、事業所以外におけるサービス等の利用状況等を把握します。</p> <p>(6) 障がい児の心身の状況、置かれている環境等に照らし、障がい児が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる障がい児に対し、必要な支援を行います。</p> <p>(7) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行います。</p>

保 育 士	個別支援計画に基づき障がい児及び障がい児の保護者に対し適切に支援・指導等を行います。
児童指導員	個別支援計画に基づき障がい児及び障がい児の保護者に対し適切に支援・指導等を行います。
指 導 員	個別支援計画に基づき障がい児及び障がい児の保護者に対し適切に支援・指導等を行います。

(2) 職員の配置

職種	人員	備考
管 理 者	1名	兼務
児童発達支援管理責任者	1名以上	うち常勤1名以上
保 育 士 等	1名以上	うち常勤換算1名以上
児 童 指 導 員	2名以上	うち常勤1名以上

※職員の配置については、厚生労働省並びに愛媛県の指定基準を遵守しています。ただし、指定基準を下回らない範囲で変動することがあります。

5. 通常の事業の実施地域

東温市・松山市・砥部町

送迎は東温市、松山市、砥部町とする。但し、当事業所より片道30分圏内の範囲とする。

6. 営業時間とサービス提供時間

営業日 及び 営業時間	月曜日から土曜日 (日曜日、12月30日～1月3日、8月13日～15日 及び行事等で事業の実施が困難な場合を除く) 9:30～17:30 (平日) 9:00～17:00 (土曜日・祝日) 9:00～17:00 (学校休業日の平日)
サービス提供日 及び サービス提供時間	月曜日から土曜日 (日曜日、12月30日～1月3日、8月13日～15日 及び行事等で事業の実施が困難な場合を除く) 放課後等デイサービス事業 (月曜日から土曜日) 13:30～17:30 (月曜日から金曜日) 9:00～15:30 (土曜日・祝日) 9:00～17:00 (学校休業日の平日) 延長 上記の営業時間の前後で利用を希望される方 ※時間等は要相談

## 7. サービスの内容

個別支援計画に基づき、個々に合ったプログラムを個別や集団で行います。

### (1) いろいろな活動

#### ① 運動

トランポリン、バランスボール、ラダー、縄跳び、等を使った粗大運動  
ウォーキング、ダンス、ヨガ、マット運動等

#### ② 遊びを通じた発達支援

ブロック、粘土、パズル、等を使った創造力の育成

#### ③ 学習支援

宿題・持参の学習教材・数字や文字、言葉等、生活の中で使うことのできる力の育成  
カードやパソコンを使ったソーシャルスキルトレーニングの実践

#### ④ 音楽活動

リトミック活動を通しリズム力の育成及び情緒面のケア  
いろいろな楽器に触れて興味、関心を促す。

#### ⑤ 創作活動

季節に合わせて壁面作りや工作。ちぎり絵、絵画、ビーズ等を使った微細運動

#### ⑥ 料理活動

おやつ作り、季節の料理等

#### ⑦ 外出活動

公園、公共施設、買い物体験等

### (2) 生活支援

#### ① 健康管理

利用時の検温・体調不良時の家族・医療機関等の連携等健康面の支援

#### ② 食事支援

食事の際のマナー等の支援

#### ③ 排泄支援

衣服の着脱・トイレの誘導等の支援

### (3) 生活相談

日常生活の中での助言・相談

### (4) 情報の提供及び相談

他の福祉サービスの情報提供、サービスの斡旋や利用方法の助言

### (5) 関係機関との連携

保健、医療、教育を含めた支援システムを構築するため、関係機関と連携

### (6) 送迎サービス

営業時間に合わせた送迎を行う。（当事業所より片道30分圏内）

## 8. 利用料金

お支払いいただく利用料はつぎのとおりです。

### (1) 障害児給付費サービス内容の料金

障害児通所給付費によるサービスを提供した際は、事業者が放課後等デイサービス給付費等の給付を市町から直接受け取る（代理受領する）場合、サービス利用料金（厚生労働大臣の定める基準により算出した額）のうち利用者負担分（サービス利用料金全体の1割を上限）を事業者にお支払いいただきます。

なお、利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

(2) 障害児通所給付費の対象外サービスの料金

- ① 活動費 1回 100円 (上限1カ月10回まで。(最大1000円))
- ② おやつ代金 1回50円
- ③ 各種体験活動に参加した際の実費相当分
- ④ サービス提供記録等の複写に際しての実費相当分。(1枚あたり10円)

上記以外に、日常生活において通常必要となるものに係る経費であって保護者負担が適当と認められるものの実費。(紙おむつなど)

なお、この所定料金は、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容ならびに変更する事由について、変更を行う2カ月前までにご説明します。

- (3) 上記(1)の代理受領を行わない場合、事業者は保護者からサービス利用料金の全額を受け取るものとします。
- (4) 事業者は、上記(1)から(3)の利用者負担額の支払いを受けた場合は、保護者に対して当該費用に係る領収証を発行するものとし、障害児通所給付費の代理受領を受けた場合は、保護者に対してその金額及び内訳を通知するものとします。
- (5) 利用料金は、1ヵ月ごとに計算してご利用月の翌月15日以降に保護者に請求し、保護者のご利用月の翌月末までに事業所へ支払います。支払い方法は以下の方法でお支払いください。
  - ① 口座振替(手続きに2か月前後かかります。)
  - ② 現金又は振込での支払いを希望される場合はお申し出下さい。

9. 利用者負担に関する月額上限

世帯所得	負担上限額
生活保護・低所得	0円
一般世帯1	4,600円
一般世帯2	37,200円

10. サービス利用に当たっての留意事項

面会	事業所までご連絡下さい。尚、ご家族以外の方については、利用者との関係をお尋ねする場合があります。
宗教活動等	信仰等は自由ですが、他の保護者及び利用者に対して政治・営利を含めた活動等を行うことはご遠慮下さい。
貴重品管理	保護者及び利用者の責任において管理して頂きますが、自己管理出来ない場合は、事業所で保管します。
危険物等	危険物の持ち込みは禁止します。その他はご相談下さい。

11. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障がい者虐待の防止、障がい者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)」を遵守するとともに、下記の対策を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 : 今井 美奈
-------------	-------------

(2) 苦情解決体制を整備しています。

(3) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催します。

(4) 従業員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を定期的実施します。

## 1 2. 身体拘束の適正化について

(1) 身体拘束に関する責任者を選定しています。

身体拘束に関する責任者	管理者 : 今井 美奈
-------------	-------------

(2) 身体拘束に該当する場合については、家族と協議の上同意を得た後、個別支援計画に記載を行い、定期的な見直しを実施します。

(3) 身体拘束が適切であるか検討する委員会を定期的を開催します。

(4) 身体拘束に対する指針を策定しています。

(5) 職員に対する定期的な研修を実施しています。

## 1 3. 苦情・要望の受付について

### ※ 苦情（要望）受付から解決までの流れ

#### ・苦情受付担当者

- ① 苦情（要望）内容の詳細を確認し申出人の要望を明確化します。
- ② 苦情（要望）内容を「苦情受付書」に記入し、申出人の確認サインをもらいます。
- ③ 調査：聴き取りした苦情（要望）内容に沿って関係職員等に事実関係を確認します。
- ④ 記録：「苦情（要望）受付書」に対応経過を記録し、必要に応じて資料等を添付します。
- ⑤ 報告：苦情解決責任者に報告します。

#### ・苦情解決責任者

- ① 苦情（要望）内容及び調査結果に基づいて解決案を作成し、申出人と話し合い、解決に努めます。解決後は、「苦情（要望）解決結果報告書」「改善結果報告書」を作成し、申出人に通知します。尚、記録は5年間保存します。
- ② 解決が不調な場合、他の関係機関を紹介し、苦情解決に当たります。

### (1) 当事業所の苦情・要望の受付窓口

受付時間	月曜日から金曜日 10時～17時 8月13日から8月15日、12月30日から1月3日は除く。
苦情解決責任者	大久保 悟
苦情受付担当者	今井 美奈
電話番号	089-993-6860

### (2) 行政機関その他苦情受付機関

本事業所では解決できない苦情や虐待等の相談は、行政機関等に申し立てることができます。

機関名		住所	電話番号
愛媛県	保健福祉部 障がい福祉課	愛媛県松山市1番町4-4-2	089-912-2420

愛媛県中予地方局	健康福祉環境部 地域福祉課	愛媛県松山市北持田町132番地	089-909-8756
東温市	市民福祉部 社会福祉課	愛媛県東温市見奈良530番地1	089-964-4406
愛媛県社会福祉協議会	運営適正化委員会	愛媛県松山市持田町3-8-15	089-998-3477
松山市	保健福祉部 障がい福祉課	愛媛県松山市2番町4-7-2	089-948-6936
砥部町	介護福祉課 障がい福祉係	愛媛県伊予郡砥部町宮内1392番地	089-962-7255

#### 14. 感染症対策について

事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、下記の対策を講じるよう努めます。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について職員に周知徹底を行います。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
- (3) 事業所において職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

#### 15. 業務継続計画の策定について

- (1) 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対して必要なサービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるよう努めます。
- (2) 事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めます。
- (3) 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めます。

#### 16. 緊急時の対応

現に放課後等デイサービスの提供中に利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医及び家族に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとします。

また、主治医への連絡等が困難な場合は、医療機関への緊急搬送等必要な措置を講ずるものとします。

- (1) 保護者に利用者の主治医（かかりつけ医療機関）緊急連絡先、緊急時の対応方法などを利用開始までに救急医療情報シートに記入してもらうこととする。

#### (2) 事業所の協力医療機関

医療機関名	藤本内科クリニック	診療科	内科
所在地	愛媛県東温市横河原1301-3		

代 表 者	藤本 明彦	電 話 番 号	0 8 9 - 9 6 0 - 5 5 0 0
-------	-------	---------	-------------------------

### 17. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める消防計画書により対応します。
避難訓練	別途定める消防計画書に従い年に2回以上、避難・防災訓練を利用者参加の上で行います。
防火管理者	大久保 悟

### 18. 障がい児及び保護者の記録や情報の管理、開示

事業者は、関係法令に基づいて、障がい児の記録や情報を適切に管理し、保護者の求めに応じてその内容を開示します。

※ 閲覧、複写ができる窓口業務時間は、平日の午前10時から午後5時です。

### 19. 個人情報保護に関する相談の受付・記録及び情報管理について

個人情報保護責任者	管理者 : 今井 美奈
-----------	-------------

- ①従業者は個人情報の保護に努め、業務上知り得た個人情報について在職中及び退職後においても他にもりません。
- ②利用者に医療等緊急の必要性がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- ③利用者の個人情報をサービス調整会議等で用いる場合には、予め文書にて保護者の同意を得ることとします。  
ただし、個別支援計画を作成した際に保護者に同意を得ている場合には、この限りではありません。
- ④利用者の円滑なサービス利用のため支援を行う際に、保護者及び利用者に関する情報を提供する場合には、予め文書にて保護者の同意を得ることとします。

### 20. 事故発生時の対応

事業者は、事故が発生した場合は、県、市町村及び障がい児の家族等に連絡を行なうとともに必要な措置を講じ、事故の状況及び事故に際して取った処置について記録するものとします。

また、万一の事故に備え、下記の損害保険に加入するものとし、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を適切かつ速やかに行うものとします。

- (1) 損害保険会社名 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
- (2) 損害保険の種類 賠償責任保険

### 21. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

現在、第三者評価を行っていない。

令和 年 月 日

指定放課後等デイサービスの提供及び利用の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所

(所在地) 愛媛県東温市北方甲842番地2

(名称) 放課後等デイサービス ふあむ

(説明者) 印

私は、本書面の基づいて事業所から重要事項の説明を受け、指定放課後等デイサービスの提供開始に同意しました。

サービス提供開始予定日 令和 年 月 日

(保護者) 住 所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

児童氏名 \_\_\_\_\_

附 則

この重要事項説明書は、令和5年4月1日より施行する。

## 個人情報使用同意書

私及びその家族の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することを同意します。

### 記

#### 1 使用する目的

事業者が、放課後等デイサービスの提供にあたり、円滑にサービスを実施するために行うサービス担当者会議において必要な場合。

#### 2 使用にあたっての条件

個人情報の提供は、上記1に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際には関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払うこと。

#### 3 個人情報の内容

- ・氏名、住所、健康状態、病歴、家庭状況等事業者がサービスを行うために最低限必要な利用者や家族個人に関する情報。
- ・認定調査、主治医意見書、障害支援区分認定審査会における判定結果の意見(認定結果通知書)
- ・その他の情報

※「個人情報」とは、利用者個人及び家族に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいいます。

以上

令和 年 月 日

放課後等デイサービス ふあむ 管理者 あて

保護者

《氏 名》 \_\_\_\_\_ (印)

《住 所》 \_\_\_\_\_

《児童氏名》 \_\_\_\_\_